

## 職員団体の登録の効力の停止又は登録の取消し処分に係る処分基準について

### 1 根拠となる法令及びその要件等

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第6項

登録を受けた職員団体が次のいずれかに該当するときは、公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

- ① 職員団体でなくなったとき。
- ② 法第53条第2項から第4項までの規定に適合しない事実があったとき。
- ③ 法第53条第8項の規定による届出をしなかったとき。

(2) いわき市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和41年いわき市条例第15号）第5条

公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならないこと。

### 2 指針となる通知、通達等

別紙のとおり

### 3 処分基準

(1) 登録を受けた職員団体が法第53条第6項の規定による登録の効力の停止又は登録の取消しの要件に該当するときは、60日間の登録の効力の停止処分とする。ただし、当該期間内に是正の措置が採られたときは、公平委員会が措置の内容を調査した上で、当該要件に該当しなくなったと認めた時点において処分を解除する。

(2) 60日間の登録の効力の停止処分の期間を経過した時点において、是正の措置が採られず、又は公平委員会が措置の内容を調査した結果、なお登録の効力の停止又は登録の取消しの要件に該当すると認められたときは、直ちに当該職員団体の登録を取り消す。

(3) 登録を受けた職員団体が前記1-(1)-(1)の要件に該当して登録の効力の停止処分又は登録の取消し処分を受けた後、再び前回の処分と同一の要件に該当したときは、60日間の登録の効力の停止処分とすることなく、直ちに当該職員団体の登録を取り消す。

○職員因特が口頭審理に付しない場合は、審理を行なわずに登録を取り消すりするにあつては

(昭二七) 人事委員会事務局長あてて「地方公務員法に関する問題」(公務員課長)

黑會

地方公務員規則第五十三条规定因原(現行=第六条)の規定により職員団体の登録の取消をするため口頭審理を行つた場合にやらず、職員団体が口頭審理での判断に心からしきりが、審理を行わなくて登録を取り消す事とする。

- (1) 同項に基づく条件に特別の定がなく、もじれつかないか。  
(2) 同項に基づく条件に特別の定があれば、もじれつかないか。  
(3) 右のいずれの場合どちらがいいか。

四九

設問の場合、口頭審理の機會を与えてそれに付いたい場合は、職員団体の登録の取消せたりとかでありますを条例で規定するよりも、かしづかんであると解ります。

○争議行為等を行なつた職員団体の登録を取り消す

とができるか

四

県立小学校等校教育組合が、不当人事反対を呼び、斗争を展開し、更に教職員は才事を推進するため、組合の第1次決議院でより教職員はより多くの人へと活動を放送した。この放行方法等は全国的に耳鳴る事となりして、中央才事委員会（東京本部）に提出が決定して、その結果通じて、県教育委員会に対し、  
よく放行の見解が与えられ、「組合が、組合事務委員会第一回  
臨時総会に付した書（条件附採用期間中）11名計三名がくふくに  
從事し、この川谷本校は組合員が教班に分れて實地指導に日々出  
で、其の結果が目立つ」と。

右の事情であるが、

- (1) リガの行政機関「地方公務員監査三十七條」に「審議行為」に該当するか。  
 (2) 動務監査の内容から、外に該当するがどうして、リガの行政機  
 の解釈は異議があるか。なぜか。  
 1) 1の場合は行政審議行為であるとする。

〔地公一九二〕

- (1) 当該組合の全委員は、地方公務員法第三十七条後段の規定に抵触するかどうか。或いは、組合の代表者や幹部委員のみが抵触するか。
- (2) (1)の役員以外の嘱託従事者及びこれに類似して官公署勤務等に直接従事した一般組合員も、地方公務員法第三十七条に抵触するかどうか。
- (3) 人事委員会は、地方公務員法第五十三条第四項〔現行＝第六項〕の規定に基いて、当該組合の登録を取消すことができるのか。たゞ、この場合、人事委員会の上級機関として、当該組合が即刻是正した場合にせよ、当該組合の登録を取消す必要はないと思ふがどうか。

回答

- (1)及び(2) 課題のノット点及びシナリオ指揮官の責任範囲の具体的な内容が明らかでないが、勤務時間の内外を問わず、地方公共団体の業務の正常運営を阻害するものである場合にあっては、争議に付し得る事例が想定される。

- 11(2) 職員の故意または過失によるもので、又は他の教員が教員としての職務を執行する場合に、  
 ①かかへた損害を被るに該当する。  
 (2) 1から4の結果を得たら。  
 (3) 教師の故意または過失によるもので、該教員の業務目的とする  
 いは職務の内容が、地方公務員法及び教育公務員持続性上の職

四庫全書

〔地公一九一〕

○登録の効力の停止は、いかなる効果を生ずる処か

(昭四一·六·一一)

四

職員団体の登録の効力の停止は、いかなる効果を生ずる処分か。

回  
期

差額の能力の抽出は、差額が取扱うた貢献度合によって、差額原生を欠く等の事実が生じた場合に、当該貢献度合度合を標準とする等の措置をとるべきを趣旨つゝ、一世帯にわたる差額が生じてから貢献度合の回収の地位に置く処分である。<sup>19) 20)</sup> 21) 22) 23) 当該貢献度合

これらを繰り返すことで、事件の本質を理解することができる。  
次に、「問題解決のための処分は組織の取消し」とある箇所を読みます。

したがつて、登録の効力停止の処分があると、効力停止期間中は、当該登録の申し入れに応じてか請求は立てられない。その期間中に当該登録団体が新たに法人格の取得を申し出たとしても、それを取得することができず、また、職員が当該登録団体の役員としての在籍登録の許可を申請したとしても許可が得ないが、登録団体がすでに取得した法人格がもと登録団体の役員として職員が得ている在籍登録の許可の効力には何の影響もない。

○規約に規定する目的以外の活動を行なつた場合の取

## 扱いはどうか (昭四一・六・二二)

熙 會

審議を受けて審査員はその結果に賛成する、「賛成」の範囲外活動を行なつた場合、地方選舉五十三条第一項の規定に適合しない事実があつたとして、同条第六項の規定により、審議の效力の停止等の処分を行なうことがであります。

四

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的

ハシドリ頭領者たる因性がはざむる複合性をもる。鑑真団体がいたる所に  
在り、右の田舎者たる舟代や田舎者としての立場からして此の問題  
の理解がなれてくる。したがつて、からり頭領者が取らる鑑真団体がそ  
の罪説に起るる田舎の権威外の活動を行はうとしたところ、やがては  
て職員の勤務条件の維持が著しくて鑑真団体本来の目的が  
それからわれながら隠れ、現役船の賃銀や手当などなく、常識機関  
は、当該職員因性の資本の効率の停止等の処分を行はうといふのであ  
る。

#### ○登録が取り消された場合の車従許可の取り消しについて

二 (昭四一・六・二二)

三

職員団体の登録が取り消された場合は、自動的に職員の在籍専従許可が取り消されることになるか。

回 答

登録が取り消された薬販団体の在籍事従職員は、登録取消しの日以後が「登録を受けた薬販団体の役員として当該団体の業務に従事する者」でなくなくなるから、任命権者はこの在籍事従の許可を取り消さなければならなくなる。

〔卷之九〕

(地公二九一)

回如

新しく管理職員等になつた者が、引き継ぎ職員団体の権限をなつてから権限を行使するが、職員団体の登録の効力の停止または取消しの措置を以てその権限を解消する。

## ○地公法第五十三条第八項〔現行＝第九項〕について

(昭四六·三·一九 自治公二第八号)

四

地公送第5三条第8項〔現行=禁大氣〕の規定による解散権を提出した場合、その登録取消しに当り、資産關係については、民法上の清算法人格が喪失することについて、登録取消しに当つて、資産關係の清算結果届の提出を委員会から要求されたがその必要があるかどうかについてお伺らうとしたが。

## 回 答

審査を行った議員固特が、地方公務員法第五四条の規定により導用をかるに當り第八三条の規定に基づき、清算が結了した時点において事務官厅（本件の場合には、公平委員会）に届出をしなければならない旨を記載してある。

三

市長からの管理職員等の追加申請に対して、公平委員会として、市当局および監査課と双方から意見聴取の機会を二回行なつたうえ、申請事務を全会一致で承認し、直ちに告示処置をとつた。

「今回の出版規則を規定した総合會の資格や其の外のものなどは、總務だ」と、数回の講話や講習して出版規則の組織等や其細節の数々を説いていた。

この場合公平委員会として次の何れの処置をとるべから。

- 1 直ちに地元議会第五三条第六項の規定に基づく監査団体の監査の效力を停止、又は取消しの処置を進める。
  - 2 監査団体の再監査結果に於いて修正された時点から監査措置する。
  - 3 組合費収の問題は法的に公平委員会に關係ないので、個人に対する組合の問題として解決を乞う。